

## お申し込み規定

当約款は、株式会社 CEBU21（以下「当社」）が提供する留学業務に関する契約（以下「本契約」）の条件を定めたものです。

### 第1条（総則）

当社への申込みは、当約款に同意のうえで行われたとみなし、当約款の条項が適用されるものとします。

### 第2条（申込条件）

本契約は、18歳以上の方が対象となります。未成年者による申込みは保護者の方が同意されていることを前提としますが学校によっては学校指定の同意書への署名が必要な場合があります。又、渡航時点で15歳未満は保護者の同伴が必要です。

### 第3条（申込と本契約の成立）

1. 申込は、当社所定の申込書または当社 HP 上のお申込みフォームに所定の事項を記入のうえ、郵送または送信し、当社が受領した時点で申込成立となります。
2. 本契約は当社が申込者からの申込みを承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

### 第4条（申込の拒否）

当社は、申込者より本約款に基づくプログラム契約の申込があった場合、次に定める事由の一つあるいは複数認められる場合は、申込をお断りする場合があります。

1. 留学又は研修等の現地における活動実施の可能性が低いことが明らかな場合。
2. 過去の既往症又は現在の心身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が認めた場合。
3. 現地の治安状況、天災地変、戦争、テロ、運輸機関等の争議行為、国際機関・官公庁または公的機関の命令または勧告、感染症の蔓延、その他やむを得ない事情により、当社が申込者の安全を確保できない、あるいはプログラムの実施に障害がある、又はそのおそれがあると判断した場合。
4. 申込者が法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがある、又は同行為をした等プログラムの運営に支障をきたす、又はきたすおそれがあると当社が判断した場合。
5. 申込者の申込を承諾することが、プログラムの目的、趣旨等に照らし、ふさわしくないと当社が判断した場合。
6. 申込者の申込内容に虚偽あるいは重大な漏洩があることが判明した場合。

7. 当社の業務上の都合がある場合、その他やむを得ない事由があると当社が判断した場合。
8. 申込者が当社等、現地機関、他のお客様又は会員に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

#### 第5条（留学プログラム開始日）

留学プログラム開始日は、申込後発行する請求書記載の研修機関又は研修機関宿舍へのご出発日となります。

#### 第6条（留学プログラム費用）

- a. 費用に含まれるもの：各留学プログラムに明示してあるもの。但し、研修機関の都合により、入学金、授業料、宿泊費、その他諸費用の料金及び条件は、予告無しに変更される場合があります。その場合には、当社または研修機関より、変更後の料金、条件をお知らせし、お支払い済みの料金との差額、または変更後の料金を請求させていただきます。
- b. 前条に記載したもの以外はプログラム費用（例：海外傷害保険費用、往復航空券及び空港施設使用料並びにそれらに付随する費用、外食費等個人的性質の諸費用およびこれに係わる税・サービス料金、傷害・疾病に関する医療費）に含まれません。
- c. 留学費用を銀行振り込みにてお支払いの場合は、金融機関の発行する受領証をもって、領収証に代えさせていただきます。領収書が必要な方は予め、ご連絡ください。
- d. 為替レート：日本円以外の通貨で留学プログラム費用が設定されている学校（米ドル、マレーシアリングット含む）に関しては、申込日の三菱UFJ銀行の該当通過T.T.Sレートに基づいた請求書を発行いたします。申込から残金のお振込日までに為替レートが変動し、当社に差益あるいは差損が生じた場合、その差益又は差損は当社に帰属するものとし、その請求又払い戻しは致しません。

#### 第7条（留学プログラム費用のお支払）

- a. 銀行振込の場合は、申込日より7日以内にご請求金額のうち30,000円を契約金としてお支払いいただきます。留学プログラム費用の残金（請求金額よりお支払い済みの30,000円を除く金額）は、ご出発日の30日前までにお支払いいただきます。
- b. クレジットカード支払いの場合は申込日より7日以内にご請求金額をご一括でお支払いいただきます。

#### 第8条（緊急出発サポート）

留学プログラム開始日の30日前を切ってから申し込まれる方は以下緊急出発サポート対象となります。

1. お申込み後、請求書発行から3日以内（渡航日まで2週間を切っている場合は翌日までに）に請求金額全額を当社指定の口座にお支払いいただきます。  
研修期間への滞在寮確保含む手配はご入金をいただいた後行うものとします。

2. 請求金額には緊急出発手配サポート料として 30,000 円が充当されます。(追加料金は発生しません。) 同緊急出発手配サポート料は返金対象外となり、ご出発前までに解約なさる際は解約料に充当されるものとします。

#### 第 9 条 (申込み内容の変更)

申込者はコース、お部屋タイプ、留学期間等の申込み内容の変更、現地入学後の延長を申請することができます。学校規定にて変更を有料対応している一部学校は第 10 条に倣い、学校規定及びプログラム開始日までの日数に応じ有料対応させていただく場合がございます。

研修機関の都合により、申請された申込内容の変更ができない場合がございますので、予めご了承下さい。又、追加費用が発生する場合は申込者の負担となります。申込者が研修機関自体の変更を希望する場合は、先に申し込んだ契約を解除していただき、変更を希望する研修機関に新たに申込をしていただくことになります。

#### 第 10 条 (本契約の解除)

申込者は、本契約の解除を当社に E メールを含む書面にて通知するとともに、以下の料金をお支払いいただくことにより、本契約を解除することができます。

##### 1. 留学プログラム開始前の解約料金

a. 申込日より 8 日以内 : 0 円

b. 申込日から 9 日後より留学プログラム開始日の前日まで : 30,000 円+申込時に添付資料含む E メールにて提示させていただく、申込校の返金規約にて明記の解約料金

申込の取り消しに伴う費用が別途発生する場合は、これを申込者の負担とし、当社がこれを立て替え払したとき、申込者は相当する費用を当社に支払うものとします。返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。第 8 条緊急出発手配サポート料は返金対象外となり、解約料に充当させていただくものといたします。

##### 2. 留学プログラム開始日以後の解約料金及び返金手続き

a. 解約料金 30,000 円

b. 返金手続きに関しては現地学校にて定められた学校規定より当社に返還された金額より解約料金を差し引き、解約日から起算し翌月末までに返金の手続きを行います。返金及び送金に伴う送金手数料は申込者の負担とします。(学校からの返金額が米ドル建ての際は当社からご返金させていただく返金日の三菱

UFJ 銀行 T.T.S レートに基づき計算し、返金いたします。)

#### 第 11 条 (当社からの解約)

1. 以下に定める事由が申込者にあるとき、当社は催告した後、本契約を解約できるものとします。

- a. 申込者が当社に届けた申込者に関する情報の内容に、虚偽又は重大な遺漏が発覚したとき。
- b. 申込者が、指定期日までに留学プログラム費用の支払いをしないとき。
- c. 申込者が、指定期日までに当社が指定した必要書類を提出しないとき。
- d. その他、当社がやむを得ない事由と認めたとき。

2. 前項に基づき、当社が本契約を解約する場合、留学プログラム費用、変更手数料など、既に申込者が当社に支払った費用については一切返金いたしません。また、解約により発生した、研修機関に対する取消料などの費用および損失は、申込者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。

6. 海外旅行保険費用、航空券費用、現地で発生した SSP 及びビザ更新費用については、第 1 項に基づく全額返金の対象外です。

#### 第 12 条 (ビザ取得)

1. 以下に定める条件が申込者に該当するとき、申込者はフィリピン入国に必要なビザを自己手配にて取得するものとします。

- a. フィリピンへ 30 日間無査証短期滞在可能な国籍以外 (中国、中華民国、インド等) の者
- b. 国籍問わずフィリピン入国時に親者人帯同の予定がない 14 歳以下の者
- c. フィリピンが事前のビザ取得を必要と定める者

2. 第 1 項第 a 号に定める者には以下内容でのサポート加入が必要となります。

- a. 申請に必要な書類及びお手続のアドバイス
- b. 必要書類として提出が求められるフィリピン国で公証された入学許可証原本のお取り寄せ、発送
- c. 上記はサポート費用として別途 10,000 円 (税別) が発生いたします
- d. サポート費用を含む留学プログラム費用全額のご入金を以てサポート開始とさせていただきます

3. 第 1 項、第 2 項に基づき、以下のような場合には当社は一切責任を負いかねます。

- a. フィリピン大使館・領事館、及びフィリピン移民局によりビザ申請が却下された場合
- b. ビザ申請必要書類に不備があり、ビザ申請が受理されない場合
- c. 発給されたビザが有効期限切れとなった場合
- d. ビザ取得が予定の渡航日までに間に合わなかった場合
- e. 受付時間外等の理由でフィリピン大使館・領事館での窓口対応が不可となった場合
- f. 渡航前後に関わらずフィリピンまたは自国の法律変更等によりビザが無効となった場合
- g. フィリピン大使館・領事館に認可されていない語学学校への入学手続きを希望される場合

h. ビザ申請を自己手配にて行うのが困難な場合（申請・保証人代行は行っておりません）

4. 前項に基づく事例が生じた場合の対応は以下の通りとなります。

- a. ビザ申請にかかる一連の費用（申請費、交通費、第2項に定めるサポート費等）は一切返金いたしません
- b. 留学プログラムがキャンセルとなった際は第10条に定める解約料金が別途発生し請求するものとします

### 第13条（免責事項）

当社は、以下のような場合には責任を負いません。

1. 天災地変、テロを含む戦乱、暴動、運送・学校等の事故、フィリピン政府の決定による入国要件の変更、運送機関の遅延、航空会社による搭乗拒否・スケジュール変更、その他不可抗力の事由により生じた損害

※2019年のパンデミックのように、未曾有の疫病により渡航前キャンセルとなった際には例外とみなします。

2. 渡航後はお客様個人の責任において行動していただきます。お客様の故意・過失、健康上の理由、規則違反などにより生じた責任・損害

3. 申込者がパスポートおよび航空券、ビザ等の取得に時間がかかり、予定の出発に間に合わないとき

4. 申込者が渡航先国に入国拒否をされたとき

5. 当社が手配していない内容に関する責任・損害

6. 申込後フィリピン政府が突発的に定めた休日、祝日による休講

7. 申込後、現地延長を含め、学校の値上げが生じた場合は、延長費用については、値上げ後の料金が適用されます。

### 第14条（当社の業務責任の範囲）

1. 研修機関の研修内容は各研修機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供及び保証するものではありません。当社の責任は留学期間の斡旋行為に限定されます。

2. 当社は留学機関の斡旋行為にあたり、当社または当社が手配を代行させたものの故意または過失により、お客様に損害を与えた場合、お客様が被られた損害を賠償いたします。

### 第15条（準拠法&合意管轄裁判所）

当約款は、日本の法律に準拠し、同法によって解釈されるものとします。尚、本契約に関する訴訟については、当社本店所在地（東京都）を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第 16 条(個人情報保護)

本ページからご記入いただいた個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、お客様へのご連絡とその契約内容の実施に必要な範囲内で利用します。

また当社が業務提携をする学校に対して提供することがあります。

#### 第 17 条 (約款の変更)

当約款は、事情により告知なく変更することがあります。

#### 第 18 条 (適用時期)

当約款は、2023 年 5 月 30 日以降に申込まれる契約から適用されます。

以上